

草津市国民健康保険運営協議会 令和元年度第2回

日時 令和元年12月19日(木) 午後1時30分～午後2時45分

場所 草津市役所 4階 行政委員会室

出席委員

公益代表：山本 正行委員 中島 直樹委員

喜田 久子委員

被保険者代表：磯山 信夫委員 岡山 茂子委員

棚橋 幸子委員

保険医・薬剤師代表：吉崎 健委員 村防 睦樹委員

大迫 翔平委員

被用者保険代表：小林 忠司委員 久保田 雅樹委員

事務局

川崎健康福祉部長、溝口健康福祉部理事、増田健康福祉部副部長

青木総務部副部長、富田保険年金課課長、山田健康増進課課長、

松本地域保健課課長、小寺介護保険課課長補佐、

堀江保険年金課課長補佐、磯田保険年金課主任

審議事項

仮係数による納付金の算定等について

○ 令和2年度の国民健康保険事業費納付金および標準保険料率

この11月26日に県から提示があり、令和2年度当初予算編成および令和2年度国民健康保険税率の設定については、これらの額や率をもって臨んでおります。例年12月末には、本係数が国から示され、翌1月には、県から本算定の納付金額や標準保険料率が示されますが、本市の当初予算編成のスケジュール上、本算定の結果を待てないことから、仮算定結果をもって予算編成および税率設定を行っております。

○ 各市町の納付金の積算について

国保事業費納付金については、県が推計する医療給付費から、国の定率の国庫負担金などの公費を除いた分を保険料収納必要額、つまり市町が賦課徴収する保険料・保険税を財源として賄うこととされております。そして各市町が賦課徴収すべき額については、この収納必要額を市町ごとの被保険者数と所得水準で按分して求めることとされております。全国的な制度としては、按分後の額にさらに医療費水準を反映いたしまして、各市町の納付金額を求めるよう制度設計されていますが、この医療費水準の影響をどうするかについては都道府県ごとに決めることとなっており、滋賀県では市町間の格差が小さいことから、制度改革当初の平成30年度から、医療費水準を反映しないということで進めております。

○ 納付金・保険料率の算定過程

- ① 納付金基礎額(359.1億円)(対前年比約11億円減)
= 県全体に必要な費用(1,121億円) - 公費
- ② 納付金(356.7億円)(対前年比約3億円減)
= ① - 前期高齢者交付金等の精算額・激変緩和措置
- ③ 調整後の標準保険料率の算定に必要な保険料(328.9億円)(対前年比約3億円減)
= ② + 各市町個別の事業費 - 各市町個別の歳入

仮算定における草津市の納付金額については、32.5億円であり、全体で前年より1億円減となっています。歳出の内訳は、医療分が22.8億円で前年より約3千万円減、後期高齢者支援金分が7.3億円で前年より約7千万円減、介護納付金分が2.5億円でほぼ横ばいとなっておりまして、後期分で大きく減少しております。

○ 納付金額について

草津市は県全体のうち9.1%を占めております。比率は昨年度より0.2%減少しておりますが、ほぼ変わりありません。

○ 税率の比較について(標準保険料率と現行税率)

納付金額の減少を受けて、昨年度と比べますと標準保険料率は、比較的低い水準で示されております。税率の比較をした結果、標準保険料率で賦課した場合、現行税率よりも医療分で14.9%、後期分で4.5%、介護分で12.0%、1人あたり・世帯あたりとも上昇し、全体としては約12%の増になるという結果になっております。

質疑等

Q：12%の増は結構大きいですね。他市町の状況はどうですか？

A：今回の結果、前年の標準保険料率と比較して、上昇した市町が17市町、減少しているのは2市町、市町によってばらつきがあります。

令和2年度国民健康保険事業の運営について

○ 被保険者数の推移について

被用者保険の適用拡大や、高齢化の進展に伴う後期高齢者医療制度への加入者数の増加傾向の影響があり、被保険者数は減少傾向です。草津市の特徴的なところで、世帯数については、あまり減少せず、1世帯当たりの被保険者数が減少する傾向が続いております。退職者医療制度の被保険者は令和元年11月末で0となっております。

○ 保険給付費の推移

令和元年度は平成 30 年度より大幅な増額を見込んでおります。これは 11 月までの執行実績を基に年間見込を見直したものです。大幅な医療費の伸びの原因について、診療報酬の審査支払を行っております滋賀県国民健康保険団体連合会にも分析をいただいたところ、草津市において、入院医療費が伸びていることと病名に「がん」が目立つということが指摘されています。その背景には、被保険者の高齢化により入院やがん発症のリスクの高まりがあるのではないかとの見解をいただいております。

○ 保健事業費

保健事業普及費として実施している人間ドック助成事業と、40 歳以上の被保険者を対象とする特定健康診査の委託料を中心とする特定健康診査等事業で構成しております。

保健事業普及費は、年々利用される方が僅かながら増加傾向にあり、事業費も増加傾向で見込んでおります。特定健康診査等事業は、30 年度の特定健診受診率が 38.5%まで上昇し、令和元年度もまだ 9 月受診分くらいまでしか判明していませんが、受診者数はここ数年の中では多い状況で推移しております。受診者数は多いですが、分母にあたる被保険者数は少なくなってきておりますので、結果として堅調に推移していると判断しております。これを受けて、令和 2 年度は受診率 42.6%で事業費を見込んでおります。

○ 国保税の推移について

医療保険分、後期高齢者支援金分、介護保険分とも、被保険者数の減少に伴い調定額・収納額とも減少してきておりますが、令和元年度の収納は、今のところ当初見込と大幅な差は生じない見込みです。

○ 令和元年度の決算見込みについて

歳入

国保税：一般分と退職分合計で 22 億 5 千万円、前年比 -0.5%となっております。

国庫支出金：オンライン資格確認に対応するための自庁システム改修費の一部を見込んでおり、補助金 3,685 千円を計上しております。

県支出金

- ・保険給付費等交付金（普通交付金）：保険給付費と同程度の 80 億円余りの大きな歳入になっております。
- ・特別交付金 保険者努力支援分：制度改正の一環で創設された保険者努力支援制度による本市分の交付金です。
- ・特別交付金 特別調整交付金分：国による特別調整交付金対象事業分の経費を計上しており、主だった内容としましては、国保税の旧被扶養者減免制度対応に係るシステム改修経費、特定健診未受診者への電話勧奨を行う専従の嘱託保健師の人件費等です。

・特別交付金 都道府県繰入金分：県が市町の状況や取り組みを勘案して交付するもので、医療費適正化のためのレセプト点検にかかる事業費や、特定健診の未受診者対策事業が交付対象となっている他、県が独自に各市町の取り組み状況や医療費水準を評価して交付額を決定するといった内容も含まれております。

特定健康診査等負担金：特定健康診査にかかる費用について、国が設定する基準額のうち、国、県、市が1/3ずつ負担することになっておりますが、その国・県分です。

繰入金：低所得者の保険税軽減分・支援分を一般会計から繰出す基盤安定繰入金、事務費や職員費、福祉医療助成波及分等の一般会計繰出金、準備基金積立金を取り崩す基金繰入金で構成しております。

財産収入：基金利子、その他収入は交通事故等の際に保険給付が行われていたものが、後から返還されてくる返還金等です。

前年度会計からの繰越金：7,300万円計上しております。

歳出

総務費：オンライン資格確認や国保税の旧被扶養者減免のためのシステム改修経費等が増加しておりますが、その他は前年とほぼ同水準です。

保険給付費：増加を見込んでおります。

国保事業費納付金：令和元年度見込みとして、合計で33億3,658万4千円を計上しております。実は、昨年度の仮算定額に基づき計上した当初予算額では、33億4,616万2千円でしたが、本算定の際に約1,000万円の減額があり、本算定の額に合わせて予算の補正を行っており、補正後の額となっております。

保健事業費、特定健康診査等事業費：歳入で説明したとおりです。

基金積立金：前年度からの繰越金のうち、国庫支出金の返還額等の残を市の準備積立金に63,300千円を積み立てます。

諸支出金：国庫支出金の精算による返還額や、国保税の精算還付等です。

合計で121億3,289万1千円が、現段階での令和元年度の決算見込額となっております。

○ 準備積立金の状況

令和元年度末の準備積立金残高は、6億6,264万4千円となる見込です。

○ 今後の国民健康保険財政の運営について

税率は現行税率、納付金は仮算定の額で見込みますと、歳入歳出とも総額は118億7,317万8千円となります。このうち国保税や基盤安定繰入金をもって賄いきれない額を3億776万4千円、準備積立金から取り崩しますと、準備積立金残高は3億5,536万1千

円となる見込です。

現状では、滋賀県が国民健康保険事業運営方針で、令和6年度以降の早期に保険料水準の統一を目指すとしていることから、毎年示される納付金の額と標準保険料率、他市町の動向等を参考にしながら、準備積立金の残高、被保険者の負担、国保財政運営の安定のバランスを図る中で、毎年税率と準備積立金について、セットで考えていかざるを得ないと考えております。

○ 令和2年度の税率改正（設定）について

- ・ 応能割（所得割）50：応益割（平等割・均等割）：50にすることをベースに、納付金額・標準保険料率を参考にしながらも、準備積立金も活用して医療分・後期高齢者支援金分・介護納付金分とも必要額を確保します。
- ・ 現行税率、標準保険料率のそれぞれで賦課した金額については、1世帯あたりの平均調定額（賦課額）に約12%の乖離があります。
- ・ 令和2年度分からは、県の国民健康保険事業特別会計が30年度から始まっておりますので、前年度決算で剰余金が発生しています。

令和2年度は医療分・後期高齢者支援金分・介護納付金分とも、令和元年度の税率を据え置くという考え方をしております。理由は以下の3点です。

- ① 納付金の算定が通常ベースになり、比較的低い水準で提示されてきたこと
- ② 今回の仮算定では、平成30年度決算における県剰余金を全く活用しない前提であること
- ③ 市の準備積立金の残高が令和元年度末で6億6千万円あり、これを活用せずに早急に税率の引き上げを行うのは被保険者の理解を得ていくのが難しいのではないかということ

特に②、③について、今回の仮算定の結果をそのまま反映した令和2年度の予算組みでは、市の準備積立金から約3億1千万円の取崩しを見込みましたが、一方で、県の特別会計における前年度決算で14億円の剰余金が発生しております。これは元々各市町の被保険者からお納めいただいた国保税であり、剰余が生じた場合は速やかに被保険者に返還するのが基本でございます。30年度、令和元年度の仮算定と本算定の状況を見てみますと、仮算定と近い額か、本算定の額の方が下回る状況でございます。さらに今後、本算定時にこの剰余金が、一部であっても活用されうることを考慮すると、令和2年度は大幅な税率の引き上げを行う段階には、まだないと考えるものです。

なお、令和3年度以降の税率につきましては、県が令和6年度以降の早期に保険料水準を統一する方針であることもございますので、その統一に向けた動向、毎年の納付金や標準保険料率、市および県の国保財政運営の状況、準備積立金のあり方等を参考としなが

ら、毎年検討いたしたいと考えております。

質疑等

Q：保健事業費の推移について、平成30年度特定健康診査受診率は36.6%から38.5%に上昇し、令和2年度は42.6%で受診率を設定するということですが、特定健康診査等事業費に関して、前年比97.73%と令和2年度の方が低い事業費を見込まれていることについて説明をお願いします。また、国の受診率目標は何%でしょうか。

A：受診率が増に対して、予算が減の理由について、予算については、市データヘルス計画の目標値で予算を組んでおり、元年度は執行率が低かったということですが、2年度は予算を目標値ではなく実績に合わせにいくということでその乖離があるということ。

全体の受診率の目標としましては、国の保険者努力支援制度の中では、60%を超えている市町については、点数の加点ということで、60%が基準でございます。受診勧奨をしながら、徐々にではございますが、受診率を高めてまいります。

Q：保険給付費の話で、がんとか入院とかの具体的な数値は出てこないのですか？

A：件数ということで申し上げますと、平成30年度は多くても入院が月470件であったのに対し、令和元年度は500件に到達している月が多い状況でございます。病名について、連合会に尋ねておったところ、草津市に限ったことではございませんが、がんという病名が目立つようになっているということです。とりわけ65最上の方の比率が80%を超えているということで、高齢化の影響はあるのではと思っています。

Q：先日、新聞で医療費が1千万こえている方が何百人おられるとありました。草津市はどうなのでしょう？

A：県全体のことでございますが、30年度の1千万超の医療費は5件ということでございます。令和元年度でいきますと10月までで12件で、倍以上になっております。高額な治療費がかかる方が増えているということですが、このうち、草津市の件数については、申し訳ございませんが、資料を持ち合わせておりません。

Q：従来から基金の在り方について、論議を重ねてきました。説明いただいたように、県の剰余金の活用について、強く要望したいと思っているのですが、各市町で集まって、しっかり県に要望しているのですか？

A：県と市の連携会議がありまして、全体の運営を協議していく中で、昨年度十何億の剰余がありました。その活用について、県の方は今後の財政調整のために積み立てていきたいというスタンスでおられます。それに対して草津市も含めて、各市町は被保険者にできるだけ速やかに還元をしていただくように、翌年度以降の納付金の算定に反映することを求めています。

今回の納付金の算定と保険料率の設定にあたっては、県剰余金の投入が0ということで、一旦記載してあるのですが、活用について、県としても一定の金額は投入していくという方向で、県と市町の協議がまだ現在も続いております。

【部長挨拶】

本日は師走のお忙しい中、長時間にわたって御審議賜りありがとうございます。運営協議会の委員の皆さまの任期が、この12月24日をもちまして満了となります。

次回の運営協議会の開催は2月以降を予定しており、今期の任期中の開催は本日が最後となります。

委員の皆様方におかれましては、平成29年12月より2年間に渡り、公私ご多忙のところ御出席を賜り、草津市の国民健康保険事業に対し、ご指導・ご鞭撻をいただきましたことに、この場をお借りして厚くお礼申しあげます。

今後とも、本市の国民健康保険事業の運営にご指導いただければ幸いです。

誠にありがとうございました。